2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家六〇二七の一、六〇二七の二、六〇三〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市両郷字富士山三八四、九一九の一、九一九の二、九二〇から九二三まで、字背土山九一一、九二二の二、字丑コロバシ九一三から九一八まで、字岩下裏九三〇の一、九五三から九五九まで、九六一、九六二、九六三の一、九六三の二、字久保背土山九八六、字宮ノ脇九八七の二、九八八の二から九八八の四まで、九九一、九九二の六、九九七、九九八の二、九九八の四、九九八の五、九九八の八、九九九、一〇〇〇、字尼塒一〇〇二の一、一〇〇四の三、字岡平一〇一八の一、一〇一九の一、一〇一九の四、一〇二一、字坊平一〇二二、字飯森山一〇二七、字八岡一〇二九の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇二九の五、一〇三二の一、字中妻一〇三七、字三平一〇八一、字岩下前一三一〇、字天宮裏二一七〇、二一七一、二一七三の一、字久留美ケ沢二一七八、二一七九の一、二一八〇の一、二一八〇の三、字馬小露昆沢二一八一の一、二一八一の五、二一八二、二一八三の一、字久保薄裏二一八六の二、二一八六の四、二一八七、字松ノ口裏二一八八の一、二一八八の二、字関根裏二一九〇の一、二一九〇の三、二一九二の一、二一九二の七、二一九二の八・字温泉山二一九四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二一九五、字五斗蒔裏二一九七、二一九八の一、二一九九、二二〇二の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市中粕尾字嘉戸沢二三九三から二三九五まで、二四〇二の一、二四〇二の二、二四〇三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字嘉戸沢二三九三・二四〇二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市入粟野字白ケ沢八九六から八九八まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市草久字大塩沢入四二二二の一、四二二二の三から四二二二の五まで、四二二二の七、四二二二の一六から四二二二の一九まで、四二二二の二二、字桧木橋四二二三、四二二四、字クルミケサク四二二六から四二三〇まで、四二三二、四二三三、字屋敷四二三四の一、四二三四の二、四二三五、四二三六の一、四二三六の二、四二三七の一、四二三七の二、字箕輪四二三八、四二三九、四二四〇の一、四二四〇の二、四二四一から四二四五まで、四二四六の一、四二四六の二、四二四七の一、四二四八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月四日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町小浜四七一の五（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため